



査察事務の現状等について
国際的租税回避スキームについて

2018年11月9日～10日



国際税務法務研究会第二回全国大会in京都
研究発表者；会員・税理士 赤坂俊次

口頭説明資料

本日は、菅野先生たってのご希望ということで、ミニ研修をさせていただくことになりました。

本来は、たっぷり 90 分お聞きいただきたい盛りだくさんの内容ですが、半分以下にバツサリ枝葉を落として、エキスだけ選りすぐってお話させていただきます。

演題は、レジュメのタイトルにも記載しております、「査察事務の現状」ということで、ちょうど平成 29 年度税制改正で、申告・納税・調査関係の改正もありました。・・・納税環境整備ということで、国税犯則調査手続きが見直されて、諸々の改正が行われるとともに、その規定が国税通則法に編入されて、国税犯則取締法が廃止されました。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

本年 4 月 1 日から施行されていますので、施行後僅か半年という、そういう意味では、ちょうど良い、正に旬のタイミングで、お話をさせていただくことになりました。

ただ、改正事項だけでは味気ないので、改正事項も織り込みながら、査察事務の現状をお話させていただきたいと思います。

査察の話は、元調査査察部長の越智先生以外の先生方にとりましては、普段は縁遠く、係わりのない世界の話かと思いますが、税に携わる者として、マルサの話には大なり小なり興味はおありでしょうし、今後とも、先生方の関与先そのものにマルサが入ることは無いにしても、その取引先が東京や大阪、名古屋でマルサに入られて、結果的に先生方の関与先が「とぼっちりを受ける」と言うか、「とぼっちり」は、ちょっと語弊があるかも知れませんが、マルサに入られた取引先から、「誰か先生を紹介してほしい。」とかの相談を関与先の社長が受けて、間接的に先生方のところに相談が来る可能性も無いとは言い切れませんので、今日の私の話が少しでも参考になるよう、できるだけ実践に即した話を、肩が凝らない程度に熱く語りたいと思います。また、後ほど、越智先生からもコメントを頂くことになっていますので、楽しみにして下さい。

さて、本題に入りますが、マルサの仕事は国税の中でもとりわけ「厳しい仕事」でありまして、それだけに、物事の本質を「曇りのない目」で見られる人でないと務まりません。

「曇りのない目で見ると」というのは、俗に「重箱の隅を突くような」と揶揄される如く・・・ことさら悪いところだけを拡大して見るというようなことなく…、「良いところは良い。悪いところは悪い。ということが、ちゃんと等身大で見えて、かつ、「その本質を自分のハートでしっかり捉える」ということかと思えます。

脱税という犯罪の嫌疑者と真正面から相対したときには、予断や偏見をもって、色眼鏡で見るようでは相手も心を開いてくれません。

(「琴線に触れる」といような言い回しがありますが、本当に本音の話を聞いて、「思わずほろっとする。」様な瞬間は、そうそう度々経験できるものではありません。)

私自身、実際に査察部統括官として勤務してみて感じたことですが・・・、査察部職員の中でも「落としの〇〇」とニックネームが付くようなプロ中のプロは、「舌鋒鋭い切れ者」とか「強面の輩」かと思いきや、案外、「普通の人」や、むしろ「朴訥な人」が多かったな・・・というのが実感でした。

その点では、今から 30 年余り前に大ヒットした映画「マルサの女」の主人公板倉査察官を女優の宮本信子さんが見事に演じ切っておられました。(ご覧になった方居られますか?)

「おかつぱ頭」で「寝ぐせ」がついていて、顔には「そばかす」という主人公ですが、宮本さん曰く、「そばかす」は伊丹監督が結構好きだったようで・・・

きれいに化粧をしていても、画面で見ればインパクトがあるとは限らないそうです。

いわゆる「映画的な顔」というのがあって、強烈な印象を残す・・・「この人なら大の男が納得するだろう。」というキャラクターにもっていきには、やはり何かを加えなくちゃいけない・・・それで「そばかす」ということだったようですが、あれ、実は3種類の色を使って形も色々あって、結構、細かくこだわっていたらしいです。

それは良しとして、「寝ぐせ」の方は、30 年前の査察官には、一切そんな人は居なかったもので、私としては、長く疑問に思っていたのですが、10 年ほど前に、財務省関係のファイナンスという月刊誌に「査察制度 60 周年記念座談会」という特集が組まれ、ゲストとして、女優の宮本信子さんが招かれ、撮影当時の秘話（内緒話）を語っておられました。

御存じのように亡くなった伊丹監督と宮本信子さんはご夫婦でしたが、夫妻の次男坊が朝起きると寝ぐせが付いて「もしよもしよ」になっていたらしいですね・・・。

監督はそれが面白いということで「いただき！」となったそうです。

私としては「おいおい。それだけかよお！」と漫才風に突っ込みを入れたい気もしましたが、ともあれ、約 20 年ぶりに、私の疑問が晴れた思いがしました。

(映画をご覧になった先生方も居られるかと思いますが、)マルサの仕事も最後は人間力なのですね。この点は、昔も今も変わっていません。

もちろん、プロである以上、確かな知識とスキルと根性が必要であることは言うまでもありませんが・・・

さて、古い映画の話の話ばかりしていますと映画をご覧になっていない方には少々退屈かもしれませんので、映画の話はこのあたりにして、レジユメの 2 番目の項目、【査察制度のあらまし】に進みます。お手元のカラー刷りのイラストをご覧ください。

これは、国税庁ホームページに掲載の「国税査察制度のあらまし」というパンフレットの一部抜粋版です。

このパンフレットをご覧いただくと、手っ取り早く査察事務全体の流れがわかります。

一番上の吹出部分の説明を読みますと、

「納税者自身による適正な申告と納付に支えられている申告納税制度を維持し、課税の公平を確保するためには、・・・」と書かれています。

ここでいう「一般の税務調査」というのは、税務署等が行う税務調査の事を言っているのですが、それと査察調査は全く別物でありまして、どこが違うのか具体的に、2 点お話しします。(レジユメにも記載しています。)

① 1 点目は、**性質の違い**です。

税務調査は、国税通則法(74 条の二「当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権」)に規定されている質問検査権に基づいて、申告内容が正しいかどうかを確認するために行う「**任意調査**」ですが、

査察調査では、今年の 3 月末までは、国税犯則取締法(略して「国犯法」と呼んでいます)に基づいて「**強制調査**」が行われていました。

ただし、今年の 4 月 1 日からは、国犯法が廃止され、国税通則法に編入されたので、根拠法は国税通則法に一元化され、適用条文が異なるだけとなりましたが、「**任意調査**」と「**強制調査**」という**性質の違い**は残っています。

査察調査では、従前は国犯法、今年4月からは通則法に基づき、裁判官の発する「**臨検・捜索・差押許可状**」いわゆる「**令状**」によって、何の前触れもなく、突然大勢で押しかけて強制的に調査を行い、帳簿・書類や手帳、メモといった類のものを証拠として差し押さえ、一切合切持ち帰ります。

一切合切と言うのは、文字通り「全部」でして、裏帳簿のようなものだけでなく、表勘定・本勘定(当初申告の証拠書類として必要不可欠)もすべて差し押さえて、局に持ち帰って一からチェックし直して、後になって、**嫌疑者等から「売り上げも漏れていたけど、仕入れや経費も漏れていた。」とか、「簿外の経費があった。」**というような主張をされないようになっています。

と言うのは・・・、ちょっと脱線しますが・・・、何しろ、日本の刑事司法は「精密司法」と言われるぐらい、細部に亘り細かいです。結論は、白か黒か大きく分かりますし、1,2番でひっくり返ったりと、大きくブレたりしますが、土台部分では些細なミスも許さない感じです。

もちろん、裁判官が細部までチェックしているはずありませんが、こと脱税事件に関して、国税局査察部から検察庁に送致され、検察官が公訴を提起した段階で、すべての書面は完璧であることが、大前提です。(あくまでも書面の話ですが、検察官からは、「国税の出してくる書面は堅い」と信頼されています。)

その「信頼」が崩れてしまうと、以後の仕事に甚大な影響が出ます。

ですから、嫌疑者が「全面的に認めます。」と完全に手を上げているような事案でも、手抜きはできません。(仮に、「早く終わって楽にしてください。」と懇願されても、**残業してスピードアップしても自ずと限界があります。**)

検察庁の事務方のチェック段階で、数字の誤りや不一致が見つかりと大変なことになります。「最近の国税は落ちたな。」と言われたり、下手をすると、「赤坂統括官の持ってくる案件は危ない。」と烙印を押されてしまいます。

(話を戻しまして、「一切合切持ち帰ります。」というくだりですが・・・)

一般の税務調査でも、帳簿を預かるケースはあるかと思いますが、あくまでも納税者の了解を得た上での話です。かし、マルサの場合は・・・、

(以下、添付省略。興味がお有りの方は、ご連絡ください。)